大阪府教育長濱田成政の研究

――戦後期大阪府教育行政生成期に教育長の果たした役割――

稲 垣 房 子

はじめに

戦後占領期の連合国軍最高総司令官総司令部(GHQ/SCAP)は戦後教育改革と地方分権を占領政策の大きな柱とした。GHQ/SCAPと民間情報局(CIE)、それらに対する日本政府と文部省、そして教育刷新委員会の関係は研究が進められてきた。その中でも、連合国軍地方軍政組織と地方自治体教育行政の関係に関しては、阿部(1983)が当時の全国の事例を比較検証した重要な先行研究としてある。全国各都道府県と区市町村それぞれの地方自治体がその地域の教育行政にどのように取り組んできたかは、その地域によって大きく異なることが一定明らかにされている(1)。

ところが、大阪府における戦後の教育行政生成期の詳細な検証はいまだ十分になされていない。大阪府は東京に次ぐ大都市であり、近世以来、西日本の中心府県としての役割も担っていた。特に戦後期の大阪府の教育行政については、際立った特徴があり「理想的」な形であった等の指摘(中畔 1982 f、p.152)がなされて

いるが、その妥当性を検証し、先進性や独自性があるとすればそれを具体的に叙述することが課題となっている。本稿は、その課題のうち当該時期に教育長であった濱田成政(はまだしげまさ1903年-1980年)が教育長として果たした役割を明らかにすることを目的とする。

1. 教育者・教育行政官としての濱田成政

戦後大阪府教育行政生成期の執行責任者となった濱田成政は、大阪府地方視学官として終戦を迎えた⁽²⁾。1946年1月31日より旧制大阪府立北野中学校及び第二中学校(1943年4月に夜間中学より名称変更)の校長に任じられ、中等教育の再生に力を注いだ。校長兼務のまま大阪府教育部によびもどされ、学務課長に任じられたのは1948年2月20日のことだ。1948年11月1日に発足した大阪府教育委員会に指導室長として着任した。その時点で教育長は二方義(ふたかたただし)であった。二方義⁽³⁾が1949年7月27日大阪府を退職した後、1949年8月2日より1961年11月13日まで教育長を務めている。1943

濱田成政の職歴 (一部)

1943年10月 大阪府内政部教学課教学係長

1944年3月 大阪府視学官

1946年1月 旧制大阪府立北野中学校校長

1948年2月 大阪府教育部学務課長

1948年11月1日 *大阪府教育委員会発足

大阪府教育委員会指導室長

1949年8月 大阪府教育長(12年間在任)

1961年 文部事務官初等中等教育局主任視学官

年10月に大阪府内政部教学課教学係長に任じられてから、戦後の六・三・三制教育発足時を経て、約18年間大阪府教育行政を担った⁽⁴⁾。

(1) 旧制中学校校長として一教育者としての濱田の原点

濱田は1946年1月31日に大阪府立北野中学校校長に任じられた。前任校長は軍国主義的として卒業生から排斥運動があり、転任した後であった。この年の1月1日に天皇の「人間宣言」が出されたが、祝祭日に関する法律改正は行われていなかったので、赴任早々の2月11日は紀元節であった。すでに歴史の授業は停止されていた。濱田は職員会議で「生徒に対し民主主義という基本的立場に立って、民族の歴史を思い、その将来に対する国民としての努力について考えることは、現在のような虚脱と混乱の世情の中においては、むしろ重要なことだ。」と述べて、了解をとり、紀元節には校長から、生徒に講話をした。

「そのころの私にとって、いつも念頭を去らないことが一つあった。それは民族の文化の発展には、断層はあり得ないということであった。これからの日本の文化は大きく変わっていくであろう。しかし、この時点を境として、過去をすべて切りすててしまうというようなことは、あるべからざることだし、あり得ないことだ。」(中畔1982年b、p.56)

以上の発言からも、戦前より中等教育に深く 関わってきた濱田は、急激な戦後教育改革の中 で、日本の文化の連続性を踏まえながら、教育 の復興、民主化のあるべき姿を教員、生徒たち と一緒に考えようとしていたことがわかる。

(2) 阿部彰の濱田成政教育長の評価

阿部 (中畔1982年f、p.252) は、

「教育委員会の運営の方法において、大 阪府は際立った特色をもっていた。教育委 員会と教育長以下事務局の職責区分を明確 にし、政策決定機関と執行責任者との混同 による混乱が回避され、きわめて、理想的 な運営がなされ、全国的にみて模範的な存 在であった。両者は車の両輪の関係にあり ながら、教育長の官僚的傾向を警戒する気 持ちと公選委員の統制力を十分発揮させよ うとする意図から、とかく教育委員会が事 務局を圧倒し独断専行が行われる一般的傾 向があった。これは、教育委員の教委制度 の在り方に対する認識不足もさることなが ら、教育委員会事務局の執行責任者として の組織体制と自覚の不備に起因するところ が少なくなかった。ここに着目し、教育委 員会制度を正常に機能させるために教育長 以下事務局の専門性重視と絶えざる研鑽の 必要を訴え、実践の中核となったのが、濱 田教育長であった⁽⁵⁾。|

と、指摘しているが、政策決定機関である教育委員会と、執行責任者教育長以下、事務局の組織とその関係を大阪府の具体例で考察してみたい。

2. 大阪府教育委員会の組織と運営

- (1) 教育委員会の位置づけ
 - *参照:巻末付表1「大阪府教育委員 昭和23年から昭和34年まで
- (ア) 合議制政策決定機関と執行責任機関

教育委員会制度の発足時に、教育長の責務を 十分に理解していた人は多くはなかったと思われる。そうした中で濱田は、レイマンの教育委 員が構成する合議制政策決定機関の下における 教育委員会事務局の役割を正確に理解し、そのためには「教育長は高度の、専門職であることが要求されている」と考え、さらに「事務局の職員にも専門職として新しい教育制度を勉強し、専門的立場から各自の仕事の意義と内容を掘り下げること、会議に提出する議案については教育学的理論、現状の分析調査、関係法規、世論の動向等から検討を加え、その表現も整備されたものでなければならない」ことを求めた稀有な人物の一人であった(中畔1982年b、p.89)。

(イ) 第一期公選教育委員の顔ぶれと教育委員の 業務

1948年10月5日、第一回教育委員選挙で大阪府では14名の立候補があり、中野善兵衛、水川清一、三星巧、庄野貞一、石川為蔵、喜多市松が当選している。現職教員4名、他2名もなんらかの形で教育に携わった経験がある⁽⁶⁾。

もう一名府議会推薦の広瀬勝(昭和24年3月 中田守雄に交替)の計7名である。1948年11月 1日に大阪府教育委委員会開庁式が行われた。

教育委員は大阪府の戦後教育改革を軌道にの せ、推進するために多忙な業務に取り組んでい る。その業務の多さと重要度は発足時の教育委 員会制度を表している。教育関係規程の作成、 教育関係者人事の決定、予算書案の作成・知事 への送付、学校設置・廃止の許認可等。定例会 議は毎月第三金曜日だが、多くの場合、他の週 の金曜に臨時会議も開かれた。開催一週間前に 大阪府公報に搭載され、府民に告示される。全 大阪教育委員会協議会、近畿府県教育委員会連 絡会、など多くの会議が開かれ、きわめて多忙 であるが、委員の出席率はよい。知事や府議会 議員との懇談、文部省との折衝、軍政部幹部と の懇談、CIE教育施設見学の受け入れ、学校校 長会など教育関係者の集まりへの出席、大阪教 職員組合との会見など多岐にわたる。新しい制 度の普及のために、1949年2月には3日間をかけ、大阪府内3地域7会場で公聴会が開催され、教育委員が2、3名ずつ手分けして出席している。学校およびPTA代表、社会事業関係者が計1,180名出席している。公聴会で共通的に取り上げられた問題は教育財政に関すること、教員の資質向上とその養成、これと関連する勤務地手当の地域差の是正、旅費の増額、教員定数の合理化、PTAの正当なる運営、地方出張所の強化及び駐在指導職員の増員、高等学校学区制の合理化などであった。1949年6月21日には教員給与調査のため委員が各府県に出張している(「大阪府教育委員会月報」1949年9月号)。

このように、当時の大阪府の教育委員たちは、戦後教育改革の意義を明確にし、政策を実現していった。これらの業務を支えていたのが、教育長の下での教育委員会事務局であった。

(ウ) 教育長と教育委員の法的関係

旧教育委員会法においては、廃止までの8年 間の間に教育長と教育委員の関係にも改正がな されている。「昭和二五年法律第一六八号によ る旧教委法の一部改正の際、教育長と委員会と の関係についての規定に大幅な改正が加えられ た。すなわち(1)教育長の職務に関する規定 が従来の第四二条から第五二条の三に移される とともに内容を充実し、教育長は委員会の (a) 事務執行の責任者であり(第一項)、(b) その 専門的助言者であり(第二項)、(c)事務局の 総括指揮者である(第三項)という三面からそ の位置づけを行い、(2) 第四九条の但書を削 るとともに、教育長は委員会の行う「すべての 教育事務につき助言し、推薦することができ る。」としてその助言者の地位を従来より高め、 (3)教育委員会がその事務の一部を正式に(い わゆる事務執行や内部委任ではなく)教育長に 委任できる途をひらいた (第五二条の二(7))。|

すなわち、この間、教育長と教育委員の関係 については、前者に権限を集中させる変化が起 こったことがうかがえるのであり、教育長の役 割が大きかったことが示唆される。

(2) 教育委員会事務局の組織整備

---教育の専門家集団の体制造り ---

初代教育長二方義が大阪府を退職したので、 1949年8月2日に濱田は教育長に就任してい る。さっそく、1949年9月に『大阪府教育委員 会月報』を創刊している。また、大阪府教育委 員会の組織は二部制をとっていたが、就任三ヶ 月後の11月30日付けで大きな組織変更を行い、 効率的で業務分担が明確化な組織とした。

〈教育委員会事務局の組織〉

◎1949年8月31日現在『大阪府教育委員会月報』 1949年9月p.52に掲載

教育長 · 秘書室

教育長-教育次長

秘書室

·第一部(庶務課/学事課/ 調查統計課/施設課)

· 指導室(企画係/指導係/

- 職業教育係/研修係) ·第二部(社会教育課/健康厚生課/ 学校保健課)
- *府内7地域に大阪府教育委員会事務局出張 所が設けられた。
- ◎1949年11月30日現在『大阪府教育委員会月報』 1949年12月 p29に掲載

*詳細は巻末付表2

*下線は行政職

· 庶務課 ・学事課 学事係

教職員係 厚生係

· 調査統計課

企画係 指導係

研修係

· 施設課 指導室

職業教育係

- · 社会教育課
- · 健康厚生課
- · 学校保健課

(4) 大阪府政の中の教育委員会

(ア) 知事部局と教育委員会の良好な関係 第一回公選の赤間文三知事(1947年~1959

(3) 教育委員会事務局幹部の教育職と行政職の バランス

GHQおよび地方軍政部の指導では、教育の 地方分権を前提に「地方庁の教育指導者は、教 育分野における訓練と経験をつんだ者でなけれ ばならない」という、教育行政重視の姿勢を持 っていたので、多くの他府県では教育委員会の 部課長は教育関係者で充当されていた。大阪府 でもこの時期の事務局のメンバーには、濱田教 育長をはじめ、教育現場を経験した人材が多い。 しかし、濱田教育長は秘書室、庶務課、学事課 教職員係・厚生係、施設課の長には行政職の人 材を充てている。さらに教育次長のポストを設 け、奈良県民生部長木戸要吉(1949年~1953年 教育次長職)を懇請した。その後も教育次長に は湯川宏、鎌田庄蔵、福定泰一郎、吉沢正七郎 と行政職が就いている。いずれも、その後大阪 府の部長や副知事など要職を務めている⁽⁸⁾。こ の行政職と教育職のバランスよい人事構成は、 戦後大阪府行政の知事部局と教育委員会の関係 で大きな意味を持つ。

幹部職員は有能な人材が揃っていたが、その うちの一人、健康厚生課長、学校保健課長(兼 務) 岩野次郎は教員経験の後、文部省留学生と してスポーツ行政を学ぶために独ライプチヒに 留学、文部省体育官となる。1946年大阪府教育 部体育課長の後、一貫して保健体育行政を担当 し、全国のモデルとなる体育行政を育てた(9)。 後に関西大学教授になっている。

以上から分かるように、政策決定機関として の教育委員会と、執行責任を持つ教育委員会事 務局の役割を明確にしながら、新教育長の濱田 を中心に、戦後大阪府教育行政の組織体制の原 型が構築されたのである。

年⁽¹⁰⁾)は就任後、副知事制度を発足させるが、副知事のひとりに大塚兼紀を宛てている。大塚は赤間知事の12年間、主に人事と財政を担当していた。濱田自身が大塚副知事をはじめとして、知事部局の教育行政への支援に深く感謝をしている⁽¹¹⁾。

府立高等学校施設整備が進み、生徒一人の経費は東京都を抑えて全国一位を続けたのも、大塚副知事の尽力によるとしている⁽¹²⁾

(イ) 予算案附記(二本建案)教育委員会予算提 案権 — 大阪では知事部局との十分な論議

教育委員会の知事部局に対する独立性を確保 するためには、財政上の裏付けがなされている ことが必要不可欠であった。「教育委員会法」 第五六条~第五八条には、予算見積書の送付、 減額の際の意見聴取、意見対立の際の予算案附 記(二本建案)の手続きが規定されていた。

昭和二十四年度定例大阪府議会総務常任委員会においても、府議会議員が予算書二本建について言及している⁽¹³⁾。

他府県(京都府等⁽¹⁴⁾)では、二本建案が議会に提出される例も見受けられたが、大阪府では二本建予算提案には至らなかった。

濱田によると「予算編成には教育委員も強い 関心を持った。教委と財政当局との予算折衝 は、最終的には教育委員と知事が話し合い、最 後に残る問題は多くの場合、教員定数と学校施 設費等であったが、教育委員全員がそろって、 ほとんど毎年徹夜の話合いをやったものであっ た(15)。」

つまり、大阪府政の中で、教育委員会は知事 部局との良好な関係構築に努力し、教育委員会 が独立性をもって施策を実行したことが教育予 算編成の例からも分かるのである。

(5) 戦後教育改革の中の教育専門職

(ア) 教育専門職としての免許制

「教育職員免許法」(昭和二四年法律第一四七 号昭和二四年五月三一日公布、同九月一日施 行)により 教育長、校長、指導主事を教育専 門職とする免許制度が定まった。文部省は教育 者のための大規模な講習会を開催した。講師派 遺など、CIEの全面的な協力も得、日本の大学 関係者も講師として多く参加をしたのがIFEL (the Institute For Educational Leadership) 教育指導者講習会である。1948年10月から1952 年3月までの8期にわたって開催された。さら に1952年秋に日本独自で第9期が開かれた。会 場は全国6筒所の国立大学。1期が6週間から 12週間の長期に及んだ。全国から1万人にのぼ る教育界のリーダーが受講した。開設講座は① 教育長、指導主事、校長など、教育行政専門職 のためのもの、②初等・中等の各学校段階の教 育課程と教授方法、各科教育法、教育評価など の教職課程関係、③養護教育、図書館教育、通 信教育などの新しい教育分野に関するもの、④ 大学の行政、学生補導など、多様であった。多 くの応募者があり、受講に当たっては都道府県 別に選抜試験を実施した⁽¹⁶⁾。二方義は昭和23 年度第二期、濱田成政は昭和24年度第1回第三 期、京都大学で、約3カ月間の研修を受けた。 免許制度は1954年廃止された。

(イ) 指導主事制度の発足 - 視学制度からの脱却

「教育委員会法」に定められた指導主事制度が成立する際には、戦前からの視学制度への反省と批判から出発した。CIEは日本の視学制度が教育の中央集権のための強力手段として機能していたこと、視学制度は教員への援助ではなく、監督を行っていると認識していた。米国第一次教育使節団報告書では「従来は、視学制度によって、統制が強いられて来た。この制度は廃止されるべきである。代わりに、統制的ある

いは行政的権力をもたずに、激励と指導を与える相談役と有能な専門的助言者の制度が設けられるべきである。」(第3章 初等および中等学校の教育行政「文部省の権限」より)と記されている。教職員組合も、1945年末から視学制度改廃要求を全国規模で強く打ち出していた。しかし、高橋(1995)によれば、指導主事制度成立時におけるCIEの志向、すなわち"ティーチャー・コンサルタント"と、文部省の目ざす指導行政を含んだ「指導主事」という概念の開きは、その後の指導主事の役割を規定していくことになった。

こうした全体の動きの中で、大阪府教育委員 会事務局は七課を設け、同格のものとして指導 室(17)をおき、企画係、指導係、職業教育係、 研修係が配された。教育長の濱田がその指導室 長、指導係長を兼務した。教育委員会制度発足 時に指導主事に任命された浅田光男は濱田から 「とにかく今新しい教育がどうなるかという瀬 戸際に立っているんだから、新しい指導主事の あり方を自分でつくれ」と言われたという。ま た、指導主事を教育施設をつくるなどの会議に も出席させ、教育上どうすべきかの発言を求め た。濱田は「指導主事は権力の座にあるように 思っては困る、前の視学のようなものとは違 う。何よりも"権威"を持たなくてはいかん、 権力ではなく権威を(18)」と何度も述べていた。 通常、教職員人事は指導室ではなく、学事課で 担当している。他府県においては教育指導に関 する部課で人事も担当している課も存在してお り、それが権力の保持と結びつく側面を有して いた。(高橋1995、p.253)

以上のように、濱田は、指導主事を戦後教育 改革を担い、戦後教育の理念を広く教育現場に ねづかせるキーパーソンとして考えていた。そ の際、戦前の視学制度からの脱却を志向して、 権力による指導に陥らないように強く注意を促 した。ここに、戦後地方教育行政を進める教育 行政専門職を、濱田が中心となり指導育成しよ うとしたことが見てとれるのである。

3. 占領期地方軍政部と大阪府教育行政

(1) 大阪を間接統治した地方軍政部

阿部(1983)は連合国側と日本側各地自治体の接点に位置した地方軍政部教育担当官と都道府県教育行政関係者との対応に視点をおき、詳細な研究をおこなっている。その検証のために阿部は戦後地方教育行政にあたった多くの人物に1970年代にインタビューを行っている。大阪府教育委員会では教育長濱田成政や学事課長山川信夫等のインタビューが記録されている(1978年面談)。

阿部(1983) p.67の分析によると、

「地方軍政部の教育管理の性格は、これら施行命令と前記軍政組織の位置づけとの相互関係の下に規定されており、およそ、三つに時期区分することができる⁽¹⁹⁾。

- 第一期は、日本占領の開始後、地方軍政組織の整備が進み、本格的活動に入る態勢が整う四七年初めに至る時期で、この間、「四大指令⁽²⁰⁾」およびその関連法令が続々と出され、その趣旨徹底と履行状況に対する監視摘発が地方軍政部に期され、順次関係の施行命令が用意された。
- 第二期は、一九四七年初めから、軍政組織の縮少が始まる四九年夏までの間で、教育担当スタッフの充実、教育課の設立等をふまえて最も活発な軍政活動が展開された時期であった。(中略)地方軍政部教育課による軍政活動の重点が、遺制の払拭から、新教育体制の確立を期して学校および地方行政当局に対する働きかけを強める方向へ推移したことが顕著に提示されていた。

第三期は、地方軍政組織の縮小、合理化が

始まり、七地方民事部からGHQ地方事 務体制と経て占領の終結に至るまでで、 この時期には、所轄区域の拡大、日本側 スタッフの充実および教育施策の重点が 自主性を重んずべき社会教育に移ったこ とに伴なって、後援者、協力者としての 立場、役割へと変化したが、一方で、民 主化政策の見直しに関連して、教員の政 治活動規制等一部の施策については強い 指導方針を堅持する側面も露呈された。

濱田が大阪府教育行政の責任を担うのはこの 第二期以降1948年から、占領解除後の日本の政 治情勢、教育行政の再編の時代である1961年11 月まで、である。

(2) 地方軍政部 (大阪)教育課と濱田

――軍政部の指導に"理"を通して話し合う

濱田は大阪府教育部学務課長に就いて以後、毎週一回軍政部にでかけ、指導事項について話を聞き、前週の大阪府内の教育界の動きや問題点を報告した。1947年は教育課長がE.ジョンソン(E. Jonson)であった。"ジョンソン旋風"と呼ばれ、各赴任先で恐れられた人物であった⁽²¹⁾が、濱田が正確な資料に基づき、理論的に説明すると、その意見を尊重したという(中畔1982b、p.65)。

1948年 3 月以降はポール・S.アンダーソン (Paul S. Anderson) が教育課長になった。ある 日、濱田はアンダーソンを法隆寺に案内した。 濱田 (中畔1982d、p.145) は次のように述べて いる。

「立派な仏像や建造物があるにもかかわらず、現在、児童生徒に見せることができないのは残念である⁽²²⁾、と述べたら、共鳴し、その取り扱いについてはあなたの判断に委せるから自由にやってほしい、といわ

れた。戦争に敗れ荒廃した中にあって、古来の文化遺産に接して心のやすらぎを得ることも教育の重要な側面と思っていたので、以後、各学校に見学を奨励した。| (23)

E.ジョンソン課長もP.S.アンダーソン課長も教職の経験があり、それぞれ手法の違いはあるが、日本の教育行政官と真剣にわたりあい、戦後教育改革に熱心に取り組んだ。P.S.アンダーソンは1949年10月まで民間教育課長をつとめたが『大阪府教育委員会月報』創刊号(1949年9月)巻頭に、以下の言葉を寄せている。

「大阪民間教育課はその仕事をはじめてから、ちょうど4年目のおなじ月に、その活動を中止することになった。この間の業績は、いま在学中の児童が成人したことによって、測定されるであろう。この四年間、Mr. Parkerパーカー氏、Miss Twayトウェイ女史、Mr. Johnsonジョンソン氏、Miss Cornコーン女史、Mr. Okadaオカダ氏、Sgt. Abbottアボット軍曹及び私は、日本人を援助しようと心から多大の努力を傾けてきた。」

1949年夏から翌年にかけて、地方軍政部は縮 小の方向に向かう⁽²⁴⁾。

日本は独立後にむけて統治体制を整えていく ことになる。その中で、濱田は教育長としての 交渉力を発揮し、日本の立場に理解を求めなが ら、地方軍政部との良好な関係を構築したので ある。

4. 大阪府新教育制度の先進性―義務教育六・三制と新制高等学校の発足―

(1) 新制中学校の発足

---GHQは義務教育優先を指導ー

戦後教育改革の柱である六・三制確立のため

に、CEI及び地方軍政部は義務教育の優先、中学校の校舎確保について、強力な指導・勧告をした。大阪軍政部教育課長ジョンソンは1948年4月に「一、義務教育の優先 二、新制高校校舎の半数を市町村に提供」という勧告をしている⁽²⁵⁾。

大阪府での旧制中学校の校舎転用問題について、濱田 (中畔1982d、p.145) は、次のように述べている。

「新制中学校の多くは小学校に併設され、 また高等小学校や青年学校が使用していた 施設を使って不自由な授業を続けていた反 面、旧制中学校の校舎を引きついで成立し た新制高等学校は年限が半減したことも あって余裕があった。これに逸早く注目し たのは地元の関係者であった。市町村関係 者が軍政部に転用促進を働きかける動きさ え見られた。府としては進学率の向上、男 女共学制の徹底、総合制の実施等によって 間もなく現有施設はフルに活用されるに至 る見込みであるが、それまでの間暫定的に 然るべき便宜を図ってもよいとの態度を表 明した。高等学校側は絶対反対であり、強 い批判を受けたが、三年の期限付という条 件を提示して説得した。被転用校の名称 は、将来の復元を期して他校に併設という 形で残存せしめた。」

このように、数年先の学生数や進学状況等を 見通し、新制高等学校に当面の間の新制中学校 の同居など、現実的な処理を行い、軍政部や地 域の住民も説得したのである。

(2) 新制高等学校発足と「三原則」(総合制、 男女共学、通学区制)

また、大阪府では「大阪府新制高等学校設置 準備会規程 | を1947年12月10日に定め、ただち にその準備に入っている。濱田の大阪府着任 (1948年2月20) 後の仕事はじめは、この新制 高等学校発足であった。

新制高等学校創設準備の指針として文部省学校教育局が編纂、都道府県知事宛に「新制高等学校実施の手引き」(26)(発学五三四号一九四七年十二月二十七日)が示された。大阪府では生徒が通学する時間と経費を軽減し、地域単位に充実した総合的な高等学校を配置することの意義と必要を強調し、男女共学制、総合制の実施を期して、改組を進めることにより地域制(学区制)の確立に立ち至るべきことを示唆していた。

(ア) 新制高等学校の男女共学は大阪方式で --- 地域ごとの交流方式

大阪府では新制高等学校発足時に旧制中学校 と旧制高等女学校を一組とし、その地域を二分 して、男女共学が実施された。濱田(中畔 1982d、p.146)は、次のように説明している。

「大阪市内の組み合わせで配慮したことは、 北野中学と大手前高女、天王寺中学と夕陽 丘高女というように性格の似かよっている 学校同士を一対とするやり方で、このよう なことが、結局、地域住民や学校関係者の 強い抵抗もなく実現し得た要因の一つと思 う。この問題では施行後も消極的意見が根 強く残った。府議会が開かれる度毎に再考 を求める意見が出された。そこで、きまり をつける意味でかなり大規模のアンケート 調査を行った。生徒、教員、父兄を対象と したが、女性の九〇%、男性の七〇%は賛 成との結果が出た。これ以降、共学反対論 は影をひそめたが、すでにこのとき開始後 十年が経過していた⁽²⁷⁾。

これは男女共学の新制高等学校のモデルとし

て、大阪方式と呼ばれた。

(イ) 大阪府の実情にあわせた旧制中学校、高等 女学校の伝統と実績のある職業専門教育

1948年4月から5月にかけて男女交流(生徒と教員)が地区ごとに行われ、新制高等学校がスタートした。その後もジョンソン地方軍政部課長が"悪しき伝統を払拭するため"と、高等学校の名称変更を強く求めてきた。濱田(中畔1982d、p.144)の考え方は以下のようなものであった。

「『大阪の場合はナンバースクールではなく 地名をとっており、変える必要はない。日 本では地域に教会がある訳ではなく、青少 年にとって母校が心のよりどころである。 あなたはそのよりどころを奪おうというの か』と強く反論したが、以後、同問題を持 ち出すことはなかった。|

また、総合制の施行にあたってもジョンソンは 強硬な姿勢をみせたが、濱田は(中畔1982d、 p.144)次のように主張し、その説得にあたった。

「大阪の旧制工業学校(七校)と農業学校(三校)はいずれもきわめて充実していた施設整備を有し、高度な職業専門教育を行っており、大きな特色を成している。このことは、府の教育行政関係者にとって大きな誇りであり、府民の貴重な財産である。これらを無理に他校と統合し、またいくつかに分離し、結果的に教育の質的低下を来すことはさけるべきである。」

(ウ) 大阪府の公立高等学校の通学区は中学区制 を採用

GHQは、高校三原則の解決策として、通学 区は小学区制を強く指導した。小学区にすれ ば、男女共学、総合学科制も一度に解決すると、 いう理論だった。

しかし、濱田教育長の下、大阪の事情を勘案 しながら、大阪府の公立高等学校では中学区制 を採用した。大阪府中等教育の根幹をなすもの であり、各市町村自治体、教育関係者はもちろ ん父兄、OBからも多くの意見調整が必要であ ったので、二段階にわたって、実施をした。

第一次は1949年4月20日「大阪府公立新制高 等学校学区設定要綱」として発表された。

「一 学区の適用:昭和二十四年度四月新に入学する者から適用する、現在在学中の生徒(併設三年を含む)には適用しない。二、通学区の性格:この通学区はとりあえず昭和二十四年度のためのものであるが、これを骨子として昭和二十五年度の入学期まで各方面から十分検討を加えて修正を施すべきものである|

としている。1950年1月20日に最終的な「昭和25年度大阪府立公立高等学校通学区制要項」で中学区制を定めている。その際、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会連名の「共同声明書」(62頁参照)発表している。大阪府では、地域での十分な論議を踏まえながら、新制高等学校の学区制を構築し、その後、他府県でも中学区制を採用する県が現れる。

以上のように、この時期には、濱田教育長の下で、大阪府教育委員会は新制高等学校の中学区制、男女共学の実施など、大阪の実情に合わせた方式を「先進的」に採用したのである。

5. 濱田成政教育長の果たした役割

本稿の叙述を通して、戦後大阪府の教育行政 生成期の責任を担った濱田成政教育長は、次の ような役割を果たし、現在にまで続く大阪府教 育行政の礎をつくったということができる。そ

共同声明書

大阪府教育員会/大阪市教育委員会

大阪府における本年度公立中学校卒業生、5万人のうち高等学校進学者はその4割であるが、これに対する公立高等学校の収容力は1万8千人であるからその大部分を収容し得られる。

これを自然のまま放任すれば、一部の高等学校に進学者が集中して種々の弊害を生ずる恐れがあるので、府教育委員会では教育の機会を均等に得させ、共学を完全に実施し、できる限り競争入学の弊を避け、地域社会と学校との緊密な連絡を図り、通学のための甚だしい時間と経費の無駄を省くことを原則として、つとに大阪市教育委員会と緊密な連絡協議を行い、更に、堺、岸和田両市教育委員会とも連絡をとり、別紙のように公立高等学校通学区を定めた。

勿論通学区設定については、各般の資料を集め検討を加えてきたのであるが、高等学校の配置状況は必ずしも理想どおりではなく、かつ各地域の中学校生徒数、人口密度も、まだ安定の域に達しておらないので、現実に即して漸を逐うて理想の現実を期することとした。ここにおちつくまでには、各方面、各階層の意見をも徴して、とりあげるべきものは、とりあげたけれどもなお一部に不満足な点がないでもない。しかし大体おちつくところだ、この辺であることは府市民の御了解をえられることと思っている。

なお高等学校校舎で中学校校舎として使用していたものについては府市両教育委員会で相互の尊敬、 理解のもと、和気藹々のうちに意見の一致をみ、次のように処理されることになった。

天王寺、生野両高等学校はその校舎の一部に新1年生を収容する。阿倍野高等学校校舎は市立中学校 校舎の建築の見込みがついたので、近く高等学校校舎として復活する。港高等学校の校舎はその一部を 暫定的に市の中学校が使用する。

この通学区が中学校生徒の進学に一層進歩的な影響を與えるためには中学校側で十分な進学指導を行い、保護者の理解協力により、できるだけ地域の高等学校へ進学させるよう配慮せられることを期待している。

進学区を定めるに當り、ここに府市両教育委員会は共同声明書を公にするゆえんである。

昭和25年1月20日

『大阪府教育委委員会月報』第2巻2号 昭和25年2月p19

の役割は以下の6点に集約して示すことができる。すなわち、①戦後教育改革の意義を明確にし、政策として実現していった、②政策決定機関としての教育委員会と、執行責任を持つ教育委員会事務局の役割を明確にした、③戦後教育行政を進める教育行政専門職を、濱田が中心となり指導育成した、④大阪府政の中で、教育委員会が独立性をもって施策を実行した、⑤教育長としての交渉力を発揮し、地方軍政部との良好な関係を構築した、⑥新制高等学校の中学区制、男女共学など、大阪の実情に合わせた方式を採用した、ことである。

以上のように、本稿の意義は、教育委員会組織の構成や実行した施策から、生成期の戦後大阪府教育行政が「理想的」な運営や「模範的」

な存在であったとする阿部氏の指摘が、妥当なことを具体的な史実でもって裏付け、そこにおける教育長濱田の役割を多面的に描出した点にある。

6. 今後の研究課題

濱田が大阪府教育部学務課長、教育委員会指導課長、教育長として、在職した期間1948年から1961年は激動する戦後社会の中で、地方の教育行政も大きな変化を遂げた。教育委員会制度も「教育委員会法」廃止、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和三一年法律第一六二号)成立や、いわゆる教育二法で大きく変質する。戦後地方教育財政の生成期から、確立期、再編の時代に当たる。その中でも大阪府

の教育行政は、占領当局、文部省、教員組合といった多様なアクターが生み出すダイナミズムの下で、教育施設の充実、環境の整備、教員の資質向上のための研修体制、教育研究所の設立、など確実に制度を整えていく。教育関連法整備の中で、学校教育にとどまらず、社会教育や文化財保護などの文化行政も大きく発展していく。児童生徒の教育内容も、クラブ活動、ホームルームなど課外活動を含め新しい形が形成されていく。

この小論が論じたのは、教育行政の責任者である教育長という面から見た、占領期という限られた時期の大阪府教育行政史であった。この後、大きな全国組織に成長する教職員組合は1957年以降、行政への対決姿勢を強め、大阪でも激しい勤評闘争へと突入して行く。今後は占領期から1960年代にかけての大阪府の教育行政およびそれと関連する教育現場の動きにも目を向けながら、次なる時期の大阪府教育行政史を具体的に検証し、描出することが課題である。

注

- (1)1948年11月1日時点で教育委員会が成立 したのは、都道府県と5大都市(大阪市) 他21市16町9村(大阪では堺市、岸和田 市)であり、1950年12月1日に15市、府 内全自治体で教育委員会が発足したのは 1952年11月1日になる。
- (2)濱田は東京帝国大学では文学部哲学科に 学び、1928年(昭和3年)大学卒業時は 昭和金融恐慌のさなかであった。茨城県 立水戸中学校講師を経て、1930年に同学 校教諭となった。修身と公民を担当し、 英語も教えていた。一学期間、現職のま ま文部省派遣の留学をした。1939年宮崎 県師範学校教諭を経たのち、1941年3月 宮崎県学務部学務課長(文部省地方視学

- 官)に任じられている。
- (3) 二方義は終戦当時には文部省におり、六・三制の成立にもかかわっていた。赤間文三知事に請われ、大阪府教育部長に就任したのは、1947年12月24日付である。教育委員会発足時は二方義教育長、濱田成政指導室長の体制が誕生した。しかし翌年1949年7月27日には大阪府を退職し、東京学芸大学教授、竹早分校主事として赴任した。昭和二十五年度教育指導者講習会では責任者を務めている。のちに茨城大学学長(1964.12.26~1968.12.25)になった。
- (4)阿部彰は『教育長天野利武論-戦後教育 改革と一教育長の足跡』の中で、軍政部 教育部が求めた自治体の教育長の人選に ついて、以下のような指摘をしている。 「もともと都道府県庁における内務部、内 政部の一課としての学務課長のポストは 内務官僚によって独占され、他のより広 範な権限を有する官職に昇進するまでの 腰かけ的存在でしかなかった。然るに、 地方自治の一環として、教育事務の地方 委譲の方針に基づく地方教育行政機構・ 権限の拡大および一般行政からの独立性 を維持するための組織改編(学務課から 教育民生部、教育部をへて教育委員会) が図られるとともに、その総括責任者と しての学務課長、教育部長、教育長に教 育関係者を以て充てる慣行が次第に確立 されつつあった。この傾向は、米国教育 使節団報告書('46年3月) 中に提示され た教育行政官の基礎資格要件(「教育の領 域内で訓練と経験を得た者
 |「専門的に資 格のある教育者」) に係る基本方針と、そ れに即してGHQ、各府県軍政部が日本側 へ強力な指導を展開したことによって具 体化が促進された。京都府当局への軍政

部(第一軍団軍政部のちの教育軍政部)の働きかけは積極的で、単に京都関係者の登用に止まらず、それが教育行政の自律性を維持する上で有効に機能せしめることに指導の重点がおかれていた。軍政部教育担当官は、折にふれて、『知事と対等に交渉し得る権威と力を備えた人物でなければならない』と助言し、その選考の推移を見守った。| (p.4)

- (5) 中畔肇等編(1982) 巻頭言 鎌田庄蔵(元 大阪府教育委員会教育長、元副知事:濱 田教育長の下で1956年から教育次長を務 める)が「大阪の教育は、東京都及び京 都府のそれといささか異質なものを持っ ている。それは戦後の学制改革の出発点 に当たって、男女共学、新制高校の発足、 学区制、総合制高校、高校入学選抜方法 等に関して、進駐軍の指導にただ盲従す ることなく、大阪の現実に立って自主的 判断でことを処理されたことに由来して いる。」と指摘している。
- (6)朝日新聞(大阪最終版)昭和23年10月7 日「初の教育委員こ、に登場 |: 大阪府教 育委員選挙の結果は、14名の立候補のう ち、最高124.356票獲得の中野善兵衛か ら、65.045票の喜多市松まで上位6名で ある。同紙「新委員の横顔」で「中野善 兵衛:現大阪市北田辺小学校長、大阪市 教員組合委員長で、大教組推薦。小柄だ がハラのすわった人物」「水川清一:大阪 府社会教育主事を振出しに官僚畑に育っ たが、婦人、勤労者に理解が深く官僚く ささのないリベラリスト、現在大阪中央 放送局、若さと実行力が期待される。」「三 星巧: 堺市立第二中学校長、三十五年間 教員生活をつづけた。昔風の校長タイプ がぬけきれないが真面目な信念の人」「庄 野貞一:帝塚山学園長、私学連合推薦、

私学界の大物だけにブルジュア意識を教育行政に持ち込まぬように望まれている。」「石川為蔵:前大阪西区長、三十年教員生活を続け府視学、大阪市学務課長を勤めた。意見をどこまでも通す強い性格の持ち主で、官僚風を無くするように望まれる。」「喜多市松:府立機械工専校長、京阪電鉄の技術職員から社長にたたき上げただけに真面目で円満な人」

- (7)文部省初等中等教育局地方課(1962 p.40) 『旧教育委員会法の下における地方教育行 政運営の沿革』「教育基本問題文献資料集 成」第2期第12巻 日本図書センター 2007年復刻
- (8)中畔肇等編(1982d、p.148)濱田「教育 長就任直後、教育委員会事務局の機構改 革を行い、従来の二部一室制を廃し、次 長制を採用した。おそらく全国初の試み だったと思う。異例のことではあったが、 大塚副知事の協力を得て次長には府の部 長クラスの処遇をしてもらった。」
- (9) 岩野次郎:関西大学教授1962年~1975年。 1952年大阪府立体育館の建設の中心となり、二代目館長。オリンピック役員、海外遠征選手団団長、国際大会事務総長、 国際ソフトボール連盟第1副会長、高校 野球連盟理事、各種学生スポーツ連盟の 会長等歴任。
 - ・山中林之助(1975)「終戦直後の大阪府の 教育関係者の人事は、全国的に行われて いたようである。長崎から大手前高等学 校長に志賀平氏、大阪府の教育長には文 部省から二方義視学官、社会教育課長に 姫路高校(旧制)から中村祐吉氏、そし て岩野次郎氏が文部省の体育官から保健 体育課長に脚光をあびて赴任された。大 阪府の体育課長というと戦前から甲佐友 定、佐竹信夫氏らのように、全国的のそ

の名を轟かした実力課長がすわる伝統があった。」山中林之助「『新しい体育と保健』 の生みの親」(p.186) 『岩野次郎教授退職 記念業績集』 関西大学岩野次郎教授退職 記念事業会 タイムス 昭和50年

- (10) 赤間知事就任の昭和二十二年五月定例大 阪府会(五月十九日開会/同二十三日閉 会)赤間知事の府政方針説明 - 新教育制 度の重要さを表明している。大阪府議会 史編さん委員会編『大阪府会史』第四編 下 1958年 p.105
- (11) 中畔肇等編(1982b、p.133) 濱田「大塚 副知事の協力に感謝」
 - ・中畔肇等編(1982e、p.188)三宅友平「大塚副知事と名コンビを組んで」「この時代は何と申しましても戦後であり、進駐軍が何かと色々な指導をする時代で、ことごとくやりにくい時でありました。大阪府ではまず内務は大塚副知事、藤井総務部長、政治は山村副知事、治安は鈴木警察部長、教育関係は濱田教育長と言った時代です。中でも大塚様、濱田様は赤間知事の身辺にあり、これと思われることは時には忠告、意見を申し上げておられるのを伺ったことがあります。
- (12) 中畔肇等編(1982b、p.127)濱田「行政 畑出身の教育次長が活躍」「当時、府県教 委においては、教育長はじめ事務局の部 課長はほんどすべて教育系統の人びとの 中から選任せれたのが一般の例であったが、私は当初から、そういう考え方に疑 間をもった。教育行政は、教育のための 行政であると同時に、どこまでも一つの 行政にほかならぬからである。教育畑に 育った人びとは、教育について深い学問 的知見をもっているけれども、行政的視 野というべきものはどうしても狭いのが 普通である。教育関係の法律について例

をとれば、その意義を教育的な観点から 受け取る傾向がつよく、あくまで法律と して読むことは十分でない場合が多い。 教委制度の初期においては、とくにその 点に警戒しなければならないと考えたわ けである。」

(13) 田仲梅太郎 『昭和二十四年度七月定例大阪府議会総務常任委員会速記録』第1号(p.44)「教育委員会法にあると思うのですが、教育委員会におきましては予算案をつくって知事に提出し、了解を得た場合には一本として府会にでるわけでありますが、知事との間に開きがある場合には、知事の予算案と二本建てになって府会に提出されるようになっておる、で少なくともきわめて円満にいかすために、今までの教育予算は一本しか出ておりませんが、今後われわれは府下のそうした面を思うとき、必ずや委員会の予算書と知事の予算書の二本がでる場合もあると想像するのであります。」

筆者注:これは田仲梅太郎議員が①新学制の予算案が大幅に削除され、小学校・中学校の教室不足を招いた事態、地域格差、②義務教育の教職員不足、③教育委員会の執務室不足、④私立学校・新制大学を管轄する総務部教育課整理統合案等について質問をし、大森通孝総務部長、山村庄之助副知事、濱田成政教育長が答弁した後の発言である。

・中畔肇等編(1982、d、p.148)濱田「当時の副知事は実に行き届いた方で、常に教育長の立場を理解し、教育長と副知事を同格に扱ってくれた。たとえば幹部会議がある場合、知事をはさんで、副知事と私はいつも並んで位置を占めた。予算折衝でも多く配慮をしてくれたので、教育問題について大小となく副知事に相談し

た。

- (14) 阿部彰 (1982、p.22~28)「教育長 天野利 武論:戦後教育改革と一教育長の足跡」『大 阪大学人間科学部紀要』 8 号 1982年
- (15) 中畔肇等編(1982b、p.120) 濱田「つい に無かった教育予算の二重提案」
 - ・中畔肇等編(1982e、p.184)湯川宏(1953 年7月から教育次長)筆「多事多難の教 育問題を的確に処理」「この頃は、教育委 員公選制の時代であって、水川清一、山 本種一氏ら論客が多く、予算折衝などは、 知事査定の段階では毎回といてよいほど 知事公舎で、二階へあつまったり、下へ 降りたりして、明方までかかってきまる といった様子で、濱田さんとしては、相 当苦労されたようである。」
- (16) 大阪府公文書館資料に「昭和二十四年度 教育指導主事講習会綴 (第一回)」がある。 1949年秋に3カ月にわたり実施された第 三期講習会派遣のための伺いである。講 習会参加者の筆記試験が9月に実施され、 大阪府の選考委員会によって選抜された。 濱田教育長も試験を受験し、選抜されて いる。第三期の大阪への割当数:教育長 18名、初等指導主事11名、中等指導主事 5名。志願者数:教育長33名、初等指導 主事48名、中等指導主事24名。
- (17) 文部省調査局長通牒(昭和24年4月20日 発調111号「4. 教育指導に関する部な いし課は、指導主事を中心とし、教育に 関して中等、初等の教育や各種職業教育 について指導と助言を與えることをその 使命とするものである。|
- (18) 中畔肇等編(1982a、p.40) 浅田光男「濱田教育長と大阪の教育」
- (19) 都道府県軍政部は1946年7月から1949年 10月まで存続し、1949年7月以降は民事 部となった。

- (20) 連合国軍最高指令官総司令部は1945年中に教育の改革に関するいわゆる四大改革指令を発した。①10月22日「日本教育制度ニ対スル管理政策」、②10月30日「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」、③12月15日「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」、④12月31日「修身、日本歴史及ビ地理停止ニ関スル件」が発せられた。文部科学省「連合国軍の教育改革指令」より http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318255.htm (2018.11.10確認)
- (21) 前任の西由己大阪府教育部学務課長はジョンソン課長から課長職を罷免されている。「大阪連絡調整事務『執務月報』第一号 昭和二三年三月」
 - ・中畔肇等編(1982)d、p.143 濱田が旧 制北野中学校の校長であった1948年2月 に、ジョンソン教育課長が府下の千人近 い校長を前に「日本の民主化を妨げてい るのは汝等校長である。」と訓示するのを 最前列で聞いていた。濱田は軍政部と大 阪府教育部の関係が最悪の事態であるこ とを見抜き、空席であった府教育部学務 課長就任の要請を受けることを決意した。
- (22)「四大指令」の第三「国家神道、神社神道 ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督 並二弘布ノ廃止ニ関スル件」は、信教の 自由の確保と、極端な国家主義と軍国主 義の思想的基盤をなしたとされる国家神 道の解体により、国家と宗教との分離と 宗教の政治的目的による利用の禁止とい う原則を実現させようとしたものである。
 - ・1948年7月9日文部省、学校における教育指導上、宗教の取り扱いに慎重を期すよう通達(発学101)「国公立学校が児童生徒を引率して寺社、仏閣、教会を訪問

することは「神道指令」に違反すること など……」(阿部教育関係法令目録Ⅲ -569)

- (23) 中畔肇等編 (1982d、p.145) 濱田は「P.ア ンダーソンは識見の豊かな紳士であっ た。」と評している。
- (24) 1949年2月1日 近畿地区軍政部の所在 を京都から大阪へ変更(第一軍団軍政部 との一体性解消、独立組織となる) 1949 年10月15日大阪 民間教育課 廃止
- (25) 阿部 (1983 p.334) ジョンソン談話「万人 の幸福のために義務教育の優先」『教育タイムス』 52号1948年4月7日付。/(阿部 2005、p.51) 1948年3月27日 文部省、新制高等学校の設置にあたり、「義務教育優先」に留意するよう、各都道府県知事に指示「新制高等学校の実施について(発学117)
- (26) 近代日本教育制度史料編纂会編纂(1957 p.324)『近代日本教育制度史料』第二十三 巻 講談社
- (27) 旧制中学校と女学校の新制高等学校男女 交流については各大阪府立高等学校史に 事例が多く紹介されている。大阪府立清 水谷高等学校100周年記念事業実行委員会 編刊(2001年)『清水谷百年史』では清水 谷高等女学校が廃校の候補にあがった際 のおおがかりな存続運動と、存続が決ま った後の高津中学校との男女交流など詳 細に記録されている。

主要参考文献

- 1. 阿部彰(1982年)「教育長天野利武論―― 戦後教育改革と一教育長の足跡」『大阪大 学人間科学部紀要』(No.8 1982年3月 p.1-35)
- 2. 阿部彰(1983年)『戦後地方教育制度成立

- 過程の研究』風間書房
- 3. 阿部彰(2005年)『戦後教育年表』風間書房
- 4. (2003年)『大阪人名資料事典』——第3巻、第4巻、——(復刻版)日本図書センター大阪図書出版編(1959)『大阪紳士録第一版』全一巻
- 5. 大阪府会史編纂委員会編(1958年)『大阪府会史』第四編、下 大阪府議会
- 6. 大阪府教育委員会(1949年)『大阪府教育 委員会月報』創刊号、1949年9月
- 7. 大阪府編(1968年)『大阪百年史』大阪府
- 8. 大阪府立清水谷高等学校100周年記念事業 実行委員会(2001年)『清水谷百年史』
- 9. 佐藤広美編 (1998年)『資料日本の戦後教育改革 松本喜美子資料 』第1巻 -IFEL・GHQ教育指導篇 I、緑陰書房
- 10. 高橋寛人(1995年)『戦後教育改革と指導 主事制度』風間書房
- 11. 高橋寛人編(1999年)『占領期教育指導者 講習基本資料集成』全3巻 すずさわ書店
- 12. 中畔肇等編(1982年)『追憶濱田成政先生』 教育タイムス
 - a. 座談会 濱田教育長と大阪の教育
 - b. 濱田成政(1965年)「思い出すままに 一戦後教育の一断面」*『教育タイムス』昭和四十年1月1日号(第 七七四号)から42回の掲載文を再録
 - c. 山川信夫「勤評闘争と濱田教育長」
 - d. 被占領期教育関係資料=濱田成政氏談話(要旨)(p.141)*昭和五十三年一月十六日、阿部彰阪大助教授が二時間にわたって濱田成政氏の談話を収録。
 - e. 濱田成政先生を偲ぶ 濱田にゆかりの ある34名の文章を掲載
 - f. 特別寄稿 阿部彰「『教育長・濱田成 政論』序説」

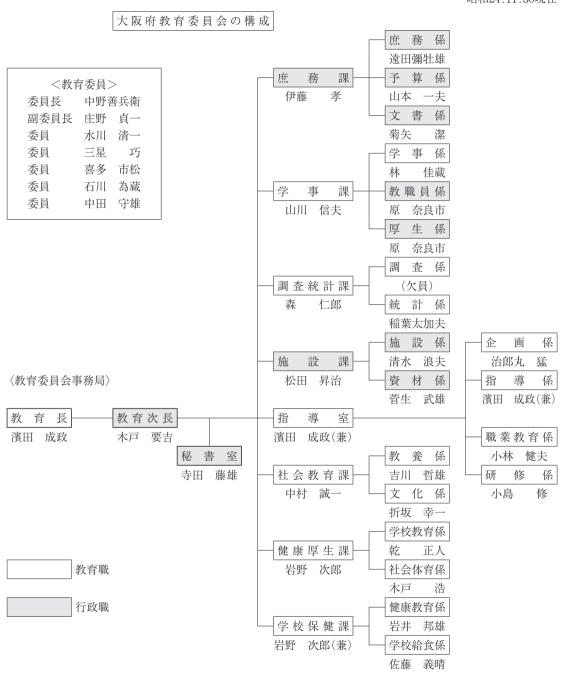
大阪府教育委員 昭和23年から昭和34年まで 大阪府地方自治研究会編『大阪府政 十二年の歩み』p230、大阪府、1959年 より作成

より生	F JJZ						
氏	名	着任 (昭和年月日)	退任(昭和年月日)		第1	第 2	第3
庄野	貞一	23年10月5日	25年10月9日		0		
喜多	市松	23年10月5日	25年10月31日		0		
中野善兵衛		23年10月5日	27年9月1日	公	0	0	
水川	清一	23年10月5日	30年2月1日		0	0	0
三星	巧	23年10月5日	31年9月30日		0	0	0
石川	為蔵	23年10月5日	31年9月30日		0	0	0
山本	種一	25年11月10日	31年9月30日	選		0	0
原谷喜	善美子	25年11月10日	31年9月30日	医		0	0
西岡権治郎		27年10月5日	31年9月30日				0
広瀬	勝	23年10月5日	24年3月7日		0		
中田	守雄	24年3月22日	25年5月4日	議	0		
上田	穑	25年9月2日	26年1月14日			0	
北野光太郎	26年3月6日	27年2月27日	_		0		
北野 儿太郎		27年6月13日	28年6月24日	会			0
奥中宇一郎 花岡善三郎		27年2月27日	27年6月13日	選		0	
		28年 6 月24日	29年6月11日	,Æ			0
石伏	義雄	29年6月11日	30年 4 月30日				0
		31年6月16日	31年9月30日				
中井	隆三	30年 5 月21日	31年6月16日				0
今村	荒男	31年10月1日	(34年時点委員)				
加藤三	三之雄	31年10月1日	(34年時点委員)				
山本 君代		31年10月1日	(34年時点委員)	任命委員		昭和31年 10月以降	
阿部孝次郎		31年10月1日	33年9月30日				
大原総一郎		31年10月1日	32年 9 月30日				
栗本 順三		32年10月1日	(34年時点委員)				
富久	力松	33年10月1日	(34年時点委員)				
			中日1.4				

定員七名(うち1名府議会選出)

第一回教育委員選挙 昭和23年10月5日、 第二回教育委員選挙 昭和25年11月10日、 第三回教育委員選挙 昭和27年10月5日

付表 2 昭和24.11.30現在



『大阪府教育委員会月報』1949年12月号 p29